

# 令和2年度の事業計画書

令和2年1月1日から令和2年12月31日まで

特定非営利活動法人あきた結いネット

## 1 事業実施の方針

- ・経営基盤強化の実施（Panasonic サポートファンド for SDGs）  
～令和元年度に実施した組織診断に基づき、法人の強み弱みを把握した上での組織基盤強化を行う。今年度は就労継続支援B型えこま～るが運営する店舗の売上向上や、企業ニーズ調査等により障がい者が働きやすい環境を整えるプロジェクトを通して、法人全体のリーダーシップ育成やミッションの達成を目指す。
- ・法人後見事業の開始（事業開始時期は8月以降）  
～2年間実施した「親亡きあと問題を考えよう」プロジェクトの集大成として、親亡きあとを支える仕組みである法人後見事業を開始する。ケース受任の前に法人後見運営委員会を設置し運営の基盤を整える他、各種書類等の整備を実施する予定。
- ・相談受付ケースの分析  
～Panasonic サポートファンドの補助金の一部を活用し、相談受付ケースの分析を行う。分析結果は令和3年にセミナーを開催し公表予定。
- ・住宅確保要配慮者居住支援法人の運営  
～令和2年4月1日付けで秋田県から許可が下りる予定。今まで独自事業として取り組んできた「転居支援」を住宅セーフティネット法に則り実施する。
- ・職員間のコミュニケーション向上  
～メンター制度や職員全体研修、合同会議等を活用し、職員間の顔の見える関係を応援する。コミュニケーションの質を高め、各自がリーダーシップを発揮することが出来る組織として成長する。

2 事業の実施に関する事項  
 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業) | 具体的な事業内容   | (A)当該事業の<br>実施予定日時<br>(B)当該事業の<br>実施予定場所<br>(C)従事者の<br>予定人数                    | (D)受益対象者の<br>範囲<br>(E)予定人数                    | 事業費<br>の<br>予算額<br>(単位：千<br>円) |
|--------------------|--|--|---|--------------------------------|
| ①生活基礎支援<br>事業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域から、食料、衣類、日用品、消耗品等の寄付を募る。</li> <li>・回収した物資を無償で生活困窮者等に分配する。</li> </ul> | (A)基本的には随時受け付けの体制とする。<br>(B)秋田市内等主たる場所として常設フリーマーケットえこま〜るを想定<br>(C)ボランティアを含め20人 | (D)不用品を寄付したい、事業に役立ててもらいたいと考える地域住民。<br>(E)100人 |                                |
|                    | トータルライフ支援事業「結いの手」<br>(1)身元保証事業   | (A)随時<br>(B)秋田市内<br>(C)3人(兼務含む)  | (D)身寄りのない方、頼れる親族のいない方<br>(E)35人               |                                |
|                    | トータルライフ支援事業「結いの手」<br>(2)財産管理委任事業   | (A)随時<br>(B)秋田市内<br>(C)3人(兼務含む)  | (D)金銭管理が困難な状況にある方<br>(E)40人                   |                                |
|                    | 法人後見事業の実施  | 法人後見運営委員会設置後、秋以降を目途に事業開始予定   | (D)判断能力が低下した方<br>(E)5人                        |                                |
| ②住居確保に関する事業        | 相談支援付き住宅の運営  | (A)随時<br>(B)相談支援付き住宅秋田市内に3人分<br>(C)3人(兼務含む)                                    | (D)住宅に困窮している者。<br>(E)延べ10人                    |                                |
|                    | 法務省から自立準備ホームの受託。   | (A)昨年度から継続<br>(B)住居確保に関する事業での空室を利用<br>(C)3人(兼務含む)                              | (D)犯罪等が理由で行き場のない者<br>(E)年間5人                  |                                |
|                    | 虐待ケース等(DV含む)の一時的避難場所の確保。   | (A)随時対応<br>(B)住居確保に関する事業での空室を利用。<br>(C)3人(兼務含む)                                | (D)行き先、施設等の入所先が見つからず緊急保護の必要性がある者。<br>(E)5人    |                                |
| ③高齢者福祉サービス事業       | 実施予定なし   |  |   |                                |

|                              |   |  |                                  |  |
|------------------------------|---|--|----------------------------------|--|
| ④障害者福祉サービス事業                 | 指定相談支援事業<br>所わたぼっち                            | 今年度で事業廃止予定   |                                  |  |
|                              | グループホームの<br>運営                                | (A)随時<br>(B)GH お結び (4人)<br>GH 結い花 (5人)<br>サテライト (1人)<br>(C)管理者1名<br>サービス管理責任者<br>1名<br>世話人5名 | (D)グループホームの利用を希望する障がい者<br>(E)10人 |  |
| ⑤就労支援事業                      | 就労継続支援B型<br>えこま〜る                             | (A)事業所開所日<br>(B)秋田市八橋<br>(C)管理者1名<br>サービス管理責任者<br>1名<br>支援員4名                                | (D)福祉的就労を希望する障がい者<br>(E)20名      |  |
|                              | スーツの無料レンタル                                    | (A)店舗開店時<br>(B)常設フリーマーケットえこま〜る<br>(C)就労継続支援B型えこま〜る職員が対応                                      | (D)面接等でスーツが必要な地域住民<br>(E)20人     |  |
| ⑥余暇支援事業                      | 各種事業利用者の<br>食事会や交流会                           | (A)年2〜3回<br>(B) -<br>(C)10人 (ボランティア含む)   | (D)当法人の事業利用者<br>(E)50人           |  |
| ⑦相談支援事業                      | 相談者、入居者、利用者等の相談受付、各種手続きの同行。委任状に基づいた各種手続きの代行等。 | (A)随時<br>(B)本部事務所内<br>(C)3人 (兼務含む)   | (D)当法人が対象とする全ての地域住民<br>(E)不特定多数  |  |
|                              | 住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の運営                         | (A)随時<br>(B)本部事務所内<br>(C)5人 (兼務含む)   | (D)住居に困っている地域住民<br>(E)不特定多数      |  |
| ⑧その他、第3条の目的を達成するために必要と思われる事業 | パナソニックサポートファンドによる経営基盤強化                       | (A)R2.1〜<br>(B)本部事務所内他<br>(C)法人本部職員、えこま〜る職員  | -                                |  |